



一九〇四(明治三七)年の日露戦争後、日本は朝鮮半島を植民地とし、南満洲でもロシアの諸権益を継承し、東アジアへの支配力を増していった。こうした日本の進出を危惧したアメリカでは対日批判が高まり日本人移民への排斥運動が高揚し、一九〇七年の「日米紳士協約」(アメリカへの新規移民の禁止)、さらには一九一三年のカリフォルニア州での第一次排日土地法の成立によって日本人の土地所有や借地等の権利が剥奪されるまでに至った。

こうした北米移民問題の改善を主な目的として、一九一四(大正三年)二月に「日本移民協会」が設立された。渋沢栄一を中心に、大隈重信を会頭とし500名近くの会員で組織され、会報の発行や講演会の開催、移民講習会の実施等、幅広い事業活動を行った。

『日本移民協会報告』は同協会の機関誌として、一九一四年一月から一九一九年六月にわたって全16号発行された(終刊の確認はできず)。その内容は、対北米関係では日本人移民の労働状況・就学状況(二世の教育)等の現状調査、アメリカやカナダへの移民制限のなかでの東南アジア・南米への移民の有望性・将来性、さらには第一次世界大戦で占領した南洋諸島の移住地としての価値など、移民に関わる幅広い論説と情報を提供している。

しかしながら、本誌を所蔵する機関はほとんど無く、移民研究の上で欠くことのできない基本資料として、新たに解説・総目次・索引を付して復刻刊行するものである。……不二出版

### 日本移民協会之事業

- 一 在外同胞の後援たるを期する事
 

在外同胞の爲めに諸種の便宜を計り常に内外の聯絡に任ず
- 二 移住民に關する情報を國民に知らしむる
 

協會の移住民に關する調査報告並に國家の機關に據る各種の調査報告を一般的に國民に知らしむ
- 三 移民排斥に關する調査の事
 

北米合衆國其他に於て我移民排斥の聲あるを聞く故に此等移民排斥の原因及結果を調査し、根本的救治方法を講究するを要す
- 四 移民改善に關する調査の事
 

在外移民の現状たる散漫にして統一及節制を缺くの弊あるを免れず故に此等移民の状態を調査し統制を圖り從來の面目を改善するを要す

- 五 移民に適する地方調査の事
 

墨西哥、伯拉西爾、亞爾然丁、及南洋諸島には移殖すべき箇所尠からず故に是等の地方を調査して移住民の地盤を設定するを要す
- 六 移住者指導の事
 

海外移住を希望するもの夥多なりと雖も何れの地に移住すべきやに迷ふ者多し故に豫じめ移住地を調査して希望者を指導するを要す
- 七 移住者訓練の事
 

海外移住を企つる者多しと雖も訓練ある者は尠し故に多少の訓練を加へ而して後之を移住せしむるを要す

第1号の日本移民協会之事業、日本移民協会役員の一覧より

### 日本移民協会役員

|     |                   |                 |
|-----|-------------------|-----------------|
| 會頭  | 伯爵 大隈重信           | 田中善立            |
| 評議員 | 井上通泰 井上角五郎 井坂孝    | 中村進午 田鍋安之助 副島義一 |
|     | 早川千吉郎 林田龜太郎 新渡戸稻造 | 中野二郎 永井柳太郎 中野武彦 |
|     | 西村丹治郎 床次竹二郎 戸水寛人  | 内田嘉吉 長村金治 中島信虎  |
|     | 小川平吉 大竹貫一 大原義剛    | 保田龜太郎 黒板勝美 倉知鐵吉 |
|     | 小栗貞雄 大木遠吉 神谷忠雄    | 松井淳平 柳田國男 小泉又二郎 |
|     | 鎌田榮吉 川田鷹 高田早苗     | 宮尾舜治 朝吹英二 江原素六  |
|     |                   | 森岡眞 水町袈裟六 木内重四郎 |
|     |                   | 守屋此助 元田肇        |

九 女子渡航奨励の事  
移民をして家族的生活を營ましめむが爲めなり  
(英國には女子移民後援會あり)

關直彦 鈴木梅四郎 末廣重雄  
的野半介 阪元盛徳 宮崎通

幹事  
大久保高明 大野若三郎 田島彦四郎  
中村茂文 中村弼 山本熊太郎  
會計監督  
鈴木虎一

内容見本

『日本移民協会報告』掲載の移民地・移民関係の情報記事

| 移民情報                | 号数 | 移民情報        | 号数  |
|---------------------|----|-------------|-----|
| 西伯利亜移民交渉(露日協会より照会)  | 3号 | 戦時欧州移民の趨勢   | 〃   |
| 伯刺西爾移民近信            | 〃  | バーネット移民法案梗概 | 9号  |
| 瓜哇・墨国及加州来信          | 4号 | 英国移民奨励の規模   | 〃   |
| 伯刺西爾に於ける米作          | 5号 | 南米雜俎        | 〃   |
| 護謨(ゴム)山より椰子園へ(ボルネオ) | 〃  | 伯国小信        | 〃   |
| 比律賓来信               | 〃  | ボルネオ棉作試作    | 11号 |
| 瓜哇来信                | 〃  | 北ボルネオ来翰     | 〃   |
| 二重国籍問題解決の要求         | 6号 | 単独渡航婦人の保護   | 13号 |
| 玖瑪移民                | 〃  | 馬來土地問題の真相   | 〃   |
| 伯拓植民地巡回記            | 〃  | 玖瑪近情        | 〃   |
| バーガン島事情(マリアナ群馬)     | 〃  | 智利近情        | 〃   |
| 二重国籍問題の解決           | 7号 | 渡米者に対する注意   | 14号 |
| 海外在留邦人数             | 〃  | 伯刺西爾近信      | 〃   |
| 真蕘麻耕作の計算            | 〃  | 移民保護法改正運動   | 15号 |
| バーネット移民法案に就て        | 8号 | 在里馬日本人の盛況   | 〃   |

注「日本移民協会報告」各号による。

二 移植民に關する情報を國民に知らしむるに任ず

協會の移植民に關する調査報告並に國家の機關に據る各種の調査報告を一般的に國民に知らしむ

三 移民排斥に關する調査の事

北米合衆國其他に於て我移民排斥の聲あるを聞く故に此等移民排斥の原因及結果を調査し、根本的救治方法を講究するを要す

四 移民改善に關する調査の事

在外移民の現状たる散漫にして統一及節制を缺くの弊あるを免れず故に此等移民の状態を調査し統制を圖り從來の面目を改善するを要す

會頭

伯爵 大隈 重信

評議員

井上通泰 井上角五郎 井坂 孝  
早川千吉郎 林田龜太郎 新渡戸稻造  
西村丹治郎 床次竹二郎 戸水寛人  
小川平吉 大竹貫一 大原義剛  
小栗貞雄 大木遠吉 神谷忠雄  
鎌田榮吉 川田 鷹 高田早苗

日本移民協會役員

田中善立 田鍋安之助 副島義一  
中村進午 永井柳太郎 中野武登  
中野二郎 長村金治 中島信虎  
内田嘉吉 黒板勝美 倉知鐵吉  
保田龜太郎 柳田國男 小泉又二郎  
松井淳平 松田順平 江原素六  
寺尾 亨 朝吹英二 木内重四郎  
宮尾舜治 水町袈裟六 志賀重昂  
森岡 眞 守屋此助 元 田 肇

幹事

大久保高明 大野若三郎 田島彦四郎  
中村茂文 中村 弼 山本熊太郎

會計監督

鈴木虎一

内容見

二重國籍問題の解決

政府にては國籍法制定當時の精神を擴張して、二重國籍を避け日本民族の海外發展を便利にする趣旨を以て國籍法中改正法律案を第三十七回帝國議會に提出せり其案左の如し

國籍法中左の通り改正す

第十八條 日本人が外國人の妻となり夫の國籍を取得したるときは日本の國籍を失ふ

第二十條の二 外國に於て生れたるに因つて其國の國籍を取得したる日本人が其國に住所を有するときは内務大臣の許可を得て日本の國籍を離脱することを得

前項の許可の申請は國籍の離脱を爲す者が十五年未満なるときは法定代理人より之を爲し滿十五年以上の未成年者又は禁治産者なるときは法定代理人の同意を得て之を爲すことを要す

繼父、繼母、嫡母又は後見人が前項の申請又は同意を爲すには親族會の同意を得ることを要す

國籍の離脱を爲したる者は日本の國籍を失ふ

第二十四條中「前五條」を「前六條」に、「前」に改む

第二十六條中「第二十條」の下に「第二十條」を附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

之れに對して貴族院は審議の末條文の權衡を

べき箇所尠からず故に是等の地方を調査して移植民の地盤を設定するを要す

六 移住者指導の事

海外移住を希望するもの夥多なりと雖も何れの地に移住すべきやに迷ふ者多し故に豫じめ移住地を調査して希望者を指導するを要あり

七 移住者訓練の事

海外移住を企つる者多しと雖も訓練ある者は尠し故に多少の訓練を加へ而して後之を移住せしむるを要す

(伊太利の「ミラノ」移民後援會は「ミラノ」に於て移

第1号の日本移民協會之事業、日本移民協會役員の一覽より

上國籍法第二十六條に

前項の許可の申請は第二十條の二の規定に依りて日本の國籍を失ひたる者が十五歳未満なるときは日本の國籍の離脱の際其者の屬せし家に在る父、父之を爲すこと能はざるときは母、母之を爲すこと能はざるときは祖父、祖父之を爲すこと能はざるときは祖母より之を爲すことを要す

との一項を加ふる修正を爲して可決し衆議院に回附したるが、是より先き衆議院にては政府の提案と前後して國籍選擇に關する建議案を可決するあり其趣旨政府の提案と同一なるを以て本改正案の回付を受けるや直ちに之れを可決し國籍法中改正法律案は議會を通過するを見たり、此の如くにして多年の懸案も一朝にして解決せらるゝを得たると共に二重國籍に伴生する故障を掃蕩し在外同胞の地位を堅實ならしむるを得て我が移民史上一新紀元を劃し去りたるは快心の至りに堪へず、尙ほ内務省の調査に依れば大正四年六月末日現在にて

第7号の目次と本文「二重國籍問題の解決」より

日本移民協會設立趣旨及規約 ..... 一  
日本移民協會處務會計規定及役員 ..... 二  
米國移民に關する所感 ..... 山脇春樹 ..... 三  
如何にして海外發展を期すべきか ..... 海老名彈正 ..... 一三  
二重國籍問題の解決 ..... 二七  
海外在留邦人數 ..... 二八  
眞菲麻耕作の計算 ..... 二九  
臺灣勸業共進會 ..... 三三  
入會者氏名 ..... 三三

